

第25回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 平成28年6月30日(木) 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 秋田市役所 4階 会議室4-C
- 3 次 第
 - 1 開会
 - 2 部会長あいさつ
 - 3 議 事
 - (1) 議案第1号 秋田市屋外広告物条例施行規則一部改正の調査および審議
 - (2) 議案第2号 景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 4 出席委員 恒松 良純 委員
澤田 享 委員
小川 均 委員
加藤 禮子 委員
高橋 大輔 委員
瓜田 智哉 委員
渡邊 政義 委員
半田 和彦 委員
渡部 高明 委員 以上9名
- 5 欠席委員 樋渡 博子 委員
- 6 事務局出席者 後藤都市計画課長
須磨都市計画課参事
児玉都市環境担当主席主査
中村都市環境担当主席主査
三浦都市環境担当主査

司会 本日の会議は、1名の委員が欠席しているが、半数以上の委員の方が出席しており、秋田市景観形成専門部会設置規程第3条第2項の規定により本会議は成立していることを報告する。

[議事録署名委員の指名]

司会 はじめに議事録署名委員2名の指名をお願いします。

部会長 議事録署名委員2名については、瓜田委員と渡邊委員をお願いします。

瓜田委員 ～了承～

渡邊委員 ～了承～

3 議事

(1) 議案第1号 秋田市屋外広告物条例施行規則一部改正の調査および審議

事務局 [議事資料(議案第1号)について説明]

部会長 事務局からの説明に対し、意見、質問等をお願いします。
意見、質問等は、4つの基準改正案ごとに順に伺うことにする。

①市街地外における野立広告塔および野立広告板の道路からの設置距離の緩和について

委員 現行基準は道路から100m以内に広告物を設置できないということだが、実際に設置される広告物のイメージは、どのようなものがあるか。

ほとんどの広告物は、表示面積が上限の30㎡以内で運用されているのか、または、実際に道路から100m離れていても見えるように、非常に大きなものが秋田県内や秋田市内に設置されているのか。

事務局 少し違うかもしれないが、例えば、幹線道路沿いから遠くの方に見える大型商業施設などの看板のような見え方をするイメージである。

委員 遠くの方から見えるもので、道路を通る人をターゲットにして出している広告ということで理解した。

委員 資料の改正理由に、「道路からの距離を“5m”以上とした根拠については、道路構造令(“平成27年6月”公益社団法人日本道路協会)の規定に基づく積雪地域における必要最小限の堆雪幅を確保するために設定したものである。」とあるが、“平成27年5月”までは、同協会で堆雪幅を“100m”としていたものを、“平成27年6月”から“5m”に改正され、これに合わせるのか。

事務局 “平成27年6月”というのは、道路構造令の最新の改正年月で、同令の他の規定が改正された時期であり、道路の堆雪幅が100mから5mになったということではない。今回の改正基準は、道路構造令で規定する堆雪幅5mの確保を考慮したということである。

委員 道路構造令自体は昭和40年代からあるものなので、堆雪幅5mという基準は、おそらく変わっていない。事務局では、最新の改正年時を記載したものと思われる。

事務局 そのとおりである。

委員 了解した。

委員 全般的な説明を聞いていると、当初の景観を守るという部分が後ろに追いやられて、民間の都合を最優先にするように受け取れる。一方で、電話会社や電力会社では、電柱をなくす方向で地中埋設化するなど努力している社会の動きの中で、今回の改正は逆行する印象を受ける。また、信号機周辺広告物からの距離も10mや5mまで近づけて設置してもよくなるのであれば、非常に大きな広告物を、沿道近くに設置することが可能になるということか。

事務局 これまでより、道路の近くに設置することが可能になるが、信号の視認性の妨げとなる電光表示広告物など動きのある広告物は、10m以上離すことになる。広告物の大きさの基準に変更はない。

なお、昨年度、他都市の状況を調査したところ、具体的に距離規制を定めている自治体はほとんどなかった。信号機からの距離規制を定めていない自治体では、信号機の効用を妨げないことなどの表現で規制をしているようである。

委員 距離規制の緩和と一般的な沿道の広告物を見栄えよく、街並みを美しくしているところととがうまく相容れるかという観点についてであるが、申請されたものを審査する際に、広告の表示内容やデザイン、大きさ等によっては、市当局で、実際にそこにフィルターを掛け、これでは問題があると指導し変えさせるということはあるのか。

事務局 広告物の種類によって大きさ・高さなど、許可基準が細かく決まっているため、申請内容が許可基準に適合していない場合は是正するよう指導し、是正された場合許可する。

委員 実際の表示の中身は、基本的には事業者と消費者のニーズが合致していると思われるが、公序良俗の妥当性も含め、最終的な判断は行政が確認するというところでよいか。例えばピンクで派手なもの、周囲の景観に調和しないものであれば何らかの景観的な尺度で指導することはあるのか。

事務局 道路からの距離100mというのは、国のガイドラインによるもので、道路から展望できる範囲での広告物の設置に関する制限である。このガイドラインで標準的な距離を「100m」として設定したものを県が条例規則で定めており、当市も中核市移行の際にこれに合わせた経緯があり、現状の100mから5mに変わっても秋田市では影響が少ないと考え今回の改正に至ったものである。

委員 秋田市内では、実質100m離している例は稀であり、実際は面積を小さくして1mでも沿道に近付けるというのが一般的でないかと思う。今回の改正により、サイズを単により大型化できることではないかと思うが、これを認める場合は、デザインや表示内容等について、最終的な歯止めになるものも必要になると思う。

委員 今まで鉄道と道路から100m離すということだったが、鉄道の運転手には、100mから5mにしたことによって、広告が近づいて視界に入ることによる危険性やリスクを伴うことも想定される。野立広告板の大きさにもよるかもしれないが、道路を走る車のドライバーにも同様のリスクを伴うのではないか。
距離規制には、広告が鉄道と車のそれぞれの運転手の目線や視界に入ってくることによる安全運転上の危険性の観点で、何らかの関連性があるのか。

事務局 距離と安全運転の関連性について、基本的には、鉄道や高速道路は元々禁止地域になっているが、その中でも特定の場所について市長が指定する区域・区間を禁止地域としている。また、「100m」の基準は、秋田県・秋田市で規定しているが、他都市においては景観上の観点から500mとしているケースもあり、景観の見方によって距離が変わる場合がある。また、自家用広告物や案内図板であれば、距離制限に関係なく設置可能なものであるため、改正により100mの範囲内になっても鉄道等の安全運転には支障がないと考えている。
なお、秋田県内で100mの距離規制を規定しているのは秋田市だけとなっており、秋田市以外では既に全ての地域で5mとなっている。

部会長 県では、運転中に看板が目が行って運転が危険になるという判断はしていないということか。

事務局 そのとおりである。

委員 了解した。

委員 事業者の営業活動のために条例の基準を改正しようとする動きと、景観行政を推進しようという秋田市の姿勢が、今どういう状況なのかを考える必要があるのではないか。秋田市では景観の配慮ということを打ち出して景観行政を推進しているという認識であったが、民間企業の営業活動を制限するから基準を変えろという改正理由であれば適切ではないと思う。広告物に関しては、事業者から様々な要望があると思うが、景観との整合性をどのように考えて、現在のような改正に至ったのかを伺いたい。

また、他都市の状況も調べたとのことだが、他都市の条例も同様の改正が進んでいるという状況となっているのか。

事務局 秋田県では平成25年4月から、この内容で緩和されている。現状では、秋田市以外の市町村では5mの距離規制となっている。

委員 県域では、県の基準に合わせているようだが、他県の状況はどうなっているのか。

事務局 昨年度に他県の状況を確認した際に、道路からの距離規制については、各市町村ごとに異なっており、最も離れているところで500mとしていたり100m、30m、10m、5mとする自治体の他、広告物の高さ以下とする自治体もある。

部会長 今回の改正は設置位置に関するもので、広告の大きさに関する規制については、関係ないのか。また、現在の基準を教えてください。

事務局 大きさは従来の基準のままで、大きくなるということではない。
市街化調整区域内の場合は、野立広告板の高さが10m以下で、一面の大きさが30㎡以内となっている。野立広告塔は、高さが15m以下で、一面の大きさは同じく30㎡以内のため、巨大な広告物にはなるということはない。

委員 自家用広告塔と野立広告塔というのは、どのような違いがあるのか。

事務局 自家用広告物は、自己の場所等で自己の営業内容等を表示する広告物のことであり、野立広告物は、広告物の形式の種類の一つである。

委員 我々が目にする広告物のほとんどは、沿道にある自家用広告物が主で、5㎡とか10㎡などのサイズの広告物ではないかと思うが、ジャストポイントでお店の営業をしている自家用広告物は、沿道から5m以内で面積10㎡以内など大きさの規定の中で実際に設置しているのか。

また、30㎡以内というのは、野立広告の基準であって、今までは100m離さないといけなかったということによいか。

事務局 自家用広告物には、この規定が適用されないため、沿道からの距離が100mや5mという制限を受けることはない。

郊外では自家用広告物の他に、案内図板と呼んでいる事業者の事業所までを案内する広告物であれば、100m以上離すというような規制が適用されないため、道路からの距離規制に関係なく、設置することが可能である。

また、野立広告塔や野立広告板の一面の表示面積は30㎡以内で、市街化調整区域内に設置する場合は、自家用広告・案内図板以外の商業広告は道路から100mまで離す必要がある。

委員 この改正では、市街化調整区域の制限を緩めるということで、商業地域・工業地域のような場所は最初から関係がないため、市街地の国道沿線や主要道路、新国道などの場合は、ほとんど該当しないということではないのか。

 市街化調整区域限定であれば、住宅地に近いような分、区域の規制が違うこともある。また、国道沿い、新国道沿いのようなロードサイドに列挙している場所では、実体上変わらないということであれば、元々道路沿いの大きな看板に対する距離の制限がなかったということか。

事務局 そのとおりである。「市街化調整区域内」での基準の話であり、「市街地」に関しては、この距離の制限はない。

 野立広告板・野立広告塔でも、自家用広告物等であれば、この距離の規制を受けないが、市街化調整区域で道路沿線上に建つ野立広告物があるとすれば、現状では、自家用広告物か案内図板として設置されているものである。

 市街地は、例えば商業地域等では賑わいを振興する地域のため、最初からこういった沿道からの距離の制限は適用しないということになっている。

委員 了解した。

部会長 この基準の話が、「市街化調整区域」であれば、現行の許可基準に、「市街地」と書くと「市街化区域」の話に思えるため、この表現を変えないと混乱するような気がする。改正理由の記載に「市街地外（市街化調整区域等）」とあるものの、基準の記載では「市街地」とあり、用語の整合性が取れていないのではないのか。

事務局 基準の記載に関しては、「市街地に設置するもの・・・を除き」という表現になっている。これは「市街地外」となり、主に「市街化調整区域」を指している。

 現行では、市街化調整区域内には、自家用広告物か案内図板しか設置できない基準になっているため、商業的な広告物は設置できない。

部会長 用途地域が何も定まっていない市街化調整区域で、今までの距離制限100mを、5mまで寄せられるようにしたということに理解した。

部会長 この「市街地に設置するものを除いて」という、市街化調整区域という都市計画上の積極的に開発を抑制するエリアで、100mを5mにすることについて、他にご意見等あるか。

委員 市街化調整区域内のルールが変わるということだが、秋田市において、ロードサイドのニーズが一番高いような場所を、市街化調整区域のままにしているという場所は多くあるのか、または、既に商業地域や準工業地域などの別の用途地域に変わっていて、今回の改正では実際には影響を受けないのがほとんどなのか。もし、あるとすれば、本当に少し表通りから奥まった所にある程度の店舗を建てたいという時に、この改正による変更が効いてくるのか。

 基準を改正しても実態としてそれほど影響がない印象ですが、立地する側のニーズがあるような所のイメージがあれば教えていただきたい。

事務局	幹線道路沿いでは市街化調整区域のままという所はなく、基本的に広告を出したい事業者の要望としては、やはり、車の交通量が多い幹線道路沿いの市街化区域が主な場所のようである。
委員	了解した。
	②照明装置を有する広告物の交通信号機からの設置距離の緩和について
部会長	ご意見、ご質問をお願いします。
委員	これについては、市街地・市街化調整区域については、関係のない話で、対象とする場所は市街地、調整区域の全部ということでイメージの違いはあるのか。
事務局	市街地・市街化調整区域を合わせた区域の全てである。
委員	照明装置を有する広告物の資料では、「平成27年度に本市と同等規模の中核市22市を対象としてアンケート調査を実施した結果、距離規制を実施している市は1市のみとなっている」ということだが、これは、「現行の距離規制を行っているのは1市のみ」という解釈でよいか。
事務局	照明装置を有している広告物から信号機までの距離を規制している都市は、秋田県外で、10mと規定している都市が1県のみで、それ以外は数値基準を設けていない。
委員	その都市の距離の規制基準は、資料の図に記載されている現行基準と改正案の距離の基準のうち、どちらに該当するのか。
部会長	このアンケート調査では、距離規制を設けているかどうかについて他都市に確認しただけで、資料の図にある距離の数値は、ここでは関係ないということによいか。
事務局	そのとおりである。
委員	信号機からの距離は何mでもよいということか。
事務局	特に数値基準を定めていない所でも、例えば、信号機の効用を妨げないことなどの文言を条例に盛り込んでいる自治体もある。
部会長	信号機の視認性を妨げるようなものでなければ、距離は無関係という解釈の規定を定めているということか。
事務局	電光掲示板の表示面積を何㎡以下にするとか、表示内容に動きのある広告物の表示面積には制限を掛けている市町村がある。また、外照式の広告物に付いてい

る照明は、上向きが認められず、下向きであれば許可する基準を設けている都市もある。

委員 了解した。

事務局 秋田県で、平成27年4月1日から、この信号機からの距離基準を5m・10mに変更し、1年を経過しているが、県の担当者から現時点で、この基準で特に問題になったことはないと聞いている。

委員 了解した

③壁面広告板の表示面積の緩和について

部会長 ご意見、ご質問はないか。

委員 秋田市内で例えば駅前のビルの壁面広告は、実際にどれくらいの大きさなのか基準の上限値程度かまた、秋田市内だと、現行でどれくらいのサイズのものが付いているものですか。

事務局 たとえば、市内の大型商業施設の例として、店舗面積が約23,000㎡に対して、広告物は約60㎡で、面積比率で0.26%の割合となっていたり、大型スーパーでは、店舗面積2,700㎡に対して、広告物が29.95㎡で、1.1%の割合となっている例がある。

委員 小規模な店舗の壁面広告と、大規模ショッピングセンターでは、2種類の計算式があるのか。

事務局 店舗面積1,000㎡までは現状通りだが、1,000㎡を超えた時点で大規模小売店舗に該当する場合は、1,000㎡を超えた分の店舗面積に対して一律3%分を壁面広告面積の上限30㎡に上乗せできるように緩和するものである。

委員 店舗面積が10,000㎡であれば、壁面広告面積が300㎡になるということで理解した。

委員 今回の広告物の改正とは直接関係のない景観について、ビルの外壁等の汚れについての議論として、市に要望等が上がっているか。例えば、駅前にある古い商業ビルで、所有者が了解しないと当然できないことだが、条例制定など何かよい方法があってもいいように思うがいかがか。

事務局 広告物とは別に、景観法に基づく大規模行為の届出というものがあり、建築面積1,000㎡を超える建築物もしくは、高さ10mを超える建築物・工作物について、建築工事や塗り替えを行う場合などには、届出が必要になる。このため、そのビルが外壁の色を塗り替える場合は、秋田市に届出が必要である。

現状の汚れに対して、秋田市で規制したり指導したりすることまでは現状では困難である。秋田の顔となる場所ですので、確認して対応したいと思います、参考意見として伺います。

委員 了解した。

部会長 他にご意見等なければ、最後の基準についてお願いします。

④管理用広告物の適用除外面積の緩和について

委員 設置する場所の距離の規制は、以前からも今もないのか。

事務局 管理用広告物については、距離の規制はない。

～ 議案第1号の承認 ～

部会長 事務局の説明を受けて、個人的にはそれほど大きな影響はないという感じがする。景観上のデザインの是非については、広告物の話から少し離れ、景観上のデザインの評価と関連することになるが、それを整備するのはなかなか難しい問題である。当然、景観を形成するうえで、これらを検討することは、他都市では既の実施しているので、秋田市でも景観政策を積極的に考えるうえでは、ご検討いただくようお願いする。

部会長 他にご意見・ご異論がなければ、今回の設置に関する距離や面積の緩和について、これらが適正な許可基準として規定できるかどうかについて、委員の皆さんに確認する。

議案第1号の「秋田市屋外広告物条例施行規則の一部改正に関する必要事項の調査および審議について」は、承認に賛同するということでよいか。

委員一同 はい。(異議なし)

部会長 それでは、承認の結果について審議会会長に報告します。
委員の皆様、ご意見ありがとうございました。
続いて、本日の2つ目の議題に移ります。

(2) 議案第2号 景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議 (景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)

事務局 (議事資料(議案第2号)について説明)

部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、事前協議建造物が補助対象の要件を満たすか、事業の行為が補助対象行為の基準に該当するかどうか、委員の皆さんから

ご意見いただき、審議していきたいと思うが、ご質問等あるか。

建造物の外観上重要な屋根を維持保全していくことに関する工事になると思いますが、どうか。

委員

この建造物では、今回の補助対象となる漏水対策以外で、別の工事でさらにリノベートするような自費の改修も、この補修工事に合わせて行うのか、それとも今回の工事では漏水対策が全てなのか。

また、今後も続く予定があれば、それもこの補助の同じスキームで行い、漏水以外にも、全体的にいろいろな形で手直しが必要で何年も続くものなのか。

事務局

今年度は、漏水対策だけですが、来年度は、土蔵の修理を予定している。地震等の影響を受けて大きなひび割れもあり、土壁が痛んでいる状況である。

この補助事業では対象期間は、最大で10年間なので、こういった修理であれば補助額は最大300万円までとなっている。この物件では、これまで約100万円ほど補助しているため、あと200万円ほど利用可能であるところから、この補助事業を活用し段階的に改修したいところを事業者の方で考えて、今後も協議してくるものと思われる。

委員

提案には賛成である。是非やって欲しいが、補助する建造物であるため、建物を市民に公開したり、見てもらうなどの義務は発生するのか。

事務局

事業者に対して市が公開を強制して求めたりはしないが、この事業者は、小学生や一般の人に建物内部の見学を受け入れている。

委員

了解した。

委員

今の話の中で、来年も予定しているということだが、建造物自体は要件を満たしているが、この物件の話が次の専門部会で出てくるのであれば、まとめて1回でやることはできないのか。

事務局

事務局としてもまとめてやれば良いと考えているが、事業者の自己負担を伴うことから、会社経営や資金に余裕がないと、工事もなかなかできない事情がある。

委員

一度に改修出来れば良いと思うが、事業者さんの資金面のこともあり、難しいことを理解した。

委員

この漏水工事は60万円で全部できるのか。自己負担を伴うのか。

事務局

自己負担を伴い、工事費60万円のうち、補助額は30万円である。

委員

了解した。

委員 資料に補助率は1／2と書いてあり、10年間で300万円の限度額となっているが、その後、10年以降に改修が必要となる場合はどうなるのか。今までの補助金が無駄になるということもありえるのか。

事務局 10年以降は、この補助制度は使えないことになるので、改修が必要になれば事業者の全額自己負担で工事を行ってもらうことになる。
補助により建物の延命にもつながると考えているため、無駄になることはないと思う。

委員 延命になればいいが、悪い話として、この事業者がもう事業をやめますとなった場合は、今までの補助したものが全て水の泡になったりするのか。

事務局 この補助事業では、事業者の会社が倒産するというところまでは想定していないが。この事業者の場合は、今の前身の事業者から現在の事業者に吸収合併され変わっている。この先もし、経営状態が悪くなるようなことがあったとしても、他の会社にまた助けてもらうこともあり得るので、今の段階では補助が無駄になるということは考えていない。

委員 補助額300万円というのは、自己負担も含めた300万円か。

事務局 いいえ、市が補助する金額が300万円である。例えば、600万円の工事であれば、その半額の300万円を補助するものである。1,000万円の工事であれば、その半額の500万円を補助できるかということ、そうではなく、上限額の300万円までとなり、残りの費用700万円は自己負担となる。

～ 議案第2号の承認 ～

部会長 他にご質問等がなければ、事前協議の建造物は補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するということでよいか。

委員一同 はい。(異議なし)

部会長 事前協議建造物が承認されたので、議案第2号の「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について」は、その旨を審議会会長に報告する。

部会長 以上で本日の審議は終了するが、審議を振り返って、事務局に対して要望がある。広告物のデザインに関する制限や審査についても、今後、少し検討した方がよいのではないかと思う。

また、景観上のビルの汚れに関する意見があったが、現行の景観法の中では、なかなか維持管理についてを規定するのは難しいのが現状であるが、一つの例として、景観協定という制度があり、建物所有者たちが自分たちで自主的に協定を結ぶことができるため、維持保全に関するルールを定めることで維持管理が可能になると思われる。他都市では協定を締結している地区が多々あるようなので、

参考になると思う。

先ほど事務局から説明があったように、大規模な建築物等の建築を行う際には届出の義務があり、秋田市でも色彩基準というのがあるので、街並みとして統一的な色に持つて行くということは、できるかと思う。

4 その他

司会 事務局から報告があるので、説明をお願いします。

事務局 ご審議いただいた議案第1号の秋田市屋外広告物条例施行規則一部改正については、8月中旬に開催される秋田市法令審査委員会の承認後に施行される予定である。

また、秋田市屋外広告物条例については、国の屋外広告物条例ガイドライン（案）の一部改正を受けて、本市でも屋外広告物の安全性の確保を図るため、秋田市屋外広告物条例の一部改正に向けて、現在、県と調整を図りながら、検討を行っているところである。

司会 ご意見、ご質問をお願いします。
ないようなので、これをもって本日の景観形成専門部会を終了する。

これは、平成28年6月30日に開催された第25回秋田市景観形成専門部会の議事録である。